

## 【別紙1】

### 令和5年度人権学習資料（ポスター）デザイン制作・印刷業務委託仕様書

#### 1 委託業務名

令和5年度人権学習資料（ポスター）デザイン制作・印刷業務（以下「本業務」という。）

#### 2 委託業務の目的

様々な業種の職場に掲示できるポスターを制作し、そこで働く1人ひとりに啓発メッセージを届ける。

#### 3 委託契約金額の上限額

金 388,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 4 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

#### 5 業務内容

- (1) 人権学習資料（ポスター）のデザイン制作
- (2) 人権学習資料（ポスター）の印刷

#### 6 デザイン制作について

- (1) 規格 B3判（縦長）3種類
- (2) 配色 フルカラー印刷
- (3) 掲載内容・デザイン

①各ポスターの掲載内容は、参考資料1「令和5年度鳥取県人権文化センター人権学習資料（ポスター）掲載内容」に示す要件に基づいていること。

②具体的なデザインについては、参考資料2「令和5年度鳥取県人権文化センター人権学習資料（ポスター）のデザインについて」に示す要件に基づいていること。

- (4) 校正等

受託者は、各段階で鳥取県人権文化センター（以下「センター」という。）と協議しながらデザインを制作し、センターの修正指示や校正に随時対応すること。

#### 7 印刷について

- (1) 印刷数

①B3判（縦長ポスター）3種×700部

②上記①をA4判に縮小したもの（フルカラー）3種類×1,000部

- (2) 環境への配慮

印刷にあたっては、ベジタブルオイルインキの使用など環境負荷の低い材料や方法を可能な範囲で選択すること。

## 8 納品について

### (1) 納品物

- ・前述7(1)①及び②

なお、①については、角2封筒に収まるように折りたたんで提出すること。

- ・人権学習資料のデザインデータ（PDF及びJPEGデータ）の入ったCD-R 1枚

### (2) 納品日 令和6年3月11日（月）午後4時まで

### (3) 納品場所 〒680-0846 鳥取市扇町21番地

鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）2階  
公益社団法人鳥取県人権文化センター

## 9 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、全てセンターに帰属するものとし、受託者はセンターの許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

### (2) 所有権及び著作権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 本業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべてセンターに帰属することとし、企画、イラスト等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、センターは権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

エ 受託者は制作物について、センター及びセンターが指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

オ センターは、制作物を人権啓発事業に広く無償で使用できるものとする。

（使用例）

ホームページ、YouTube等インターネット上での公開、制作物の加工、各種印刷物・研修用スライド等への掲載、第三者へのデータ提供

## 10 留意事項

- (1) プロポーザル審査会からの附帯意見及び対応方針については本業務の実施に当たって必ず反映すること。また、企画提案において提案した内容については、必ず実施すること。

- (2) 受託者は、センターの承認を受けずに、再委託をしてはならない。また、センターは、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

- (3) 受託者はセンターの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、センターに対して責任を負わせなければならない。

- (4) 受託者は本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (5) 受託者は、本業務に関し知り得た情報を漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後についても同様である。
- (6) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、センターがその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、センターは、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。
- (7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関しセンターまたは第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。
- (8) その他、本仕様書及び企画提案書に明示のない事項及び疑義等については、受託者とセンターの協議により定めるものとする。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 受託者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、センターの承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめセンターが書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受託者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関するセンター・受託者間の個人情報の引渡しは、センターが指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受託者は、業務を行うためにセンターから個人情報の引渡しを受けるときは、センターに対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 受託者は、センターの承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うためにセンターから引き渡され、又は受託者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、センターと同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがある

ことを知ったときは、当該事故の発生に係る受託者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちにセンターに対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 センターは、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第 10 条 受託者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちにセンターに対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、センターが別に指示したときは、受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受託者は、個人情報の廃棄に際しセンターから立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、センターの求めに応じて、当該記録の内容をセンターに対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 受託者は、センターが定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 センターは、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受託者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 センターは、前項の目的を達するため、受託者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、センターに対する損害を発生させた場合は、受託者は、センターに対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者又は受託者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受託者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、センターが受託者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受託者は遅滞なくセンターの求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 センターは、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる

ものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 受託者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。